名称	高等教	で育の修学支援	新制	度(給	付奨	学金+	-授美	業料等	減免)				
対象	下記事由により家計が急変し、対応する証明書類を提出できる場合												
713	A:生計維持者の死亡 B:生計維持者が事故または病気により半年以上就労困難 C:生												
	計維持者の失職 D:生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、A~												
	Cのいずれかに該当または被災により生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など												
	世帯収入を大きく減少させる事由が発生 E:本人が父母等による暴力等から避難するた												
	めに「児童福祉法」または「売春防止法」の定める施設等へ入所することとなった 随時(ただし、原則事由発生から3か月以内。家計急変の事由が進学前に発生していた												
募集時期	場合は、進学後3か月以内。進学前の事由発生月の対象期間は、進学の前々年1月以降、進学月前月以前。)												
給付期間	最短修業年限												
給付額	【給付奨学金(日本学生支援機構)】												
	家計基準により定められた区分毎に給付額(月額)が決定します												
(月額)	第1区	区分 自宅通学 自宅外通学 第 I 区分 38,300円 75,800円											
	第Ⅱ区		25,600円 50,600円				=						
	第Ⅲ区		12	12,800円 25,300円									
		(分(多子世帯)	9	9,600円 19,000円			_						
		☑ 分(理工農系) ☑分の給付は多子世	 帯に	 限ります									
授業料等	【授業料	等減免】				₹ %\+ -1	-1 - ²	-					
減免	家計基準	準により定められ	た区分 減免		.免割台 .料減免			す 金減免	σ				
/MX/JL		区分	割合		非限			-並減死 引上限額					
	第I区		3/3	_	0,000			0,000					
	第Ⅱ区		2/3		6,000			3,400F					
	第Ⅲ区	<u>分</u> [分(多子世帯)	1/3 1/4		3,400 5,000			.700円 .000円					
		公(理工農系)	1/3	_	3,400			700円					
		領は学費、入学金		異なり	ます。」	上記は							
	※入学金の減免は入学年の4月支援開始者のみ適用。(1回のみ)												
	※減免対象は授業料のみ(教育環境充実費等は対象外) ※特待制度等で減免を受けている場合は、特待減免後の額に適用												
	※国の制度改正により、令和7年度より多子世帯の方は家計基準によらず、授業料減免割合 3/3、授業料												
四		手間上限額 70 万 (3 労後1年末期		.学金減	免の上	- 限額 2				です。			
学業成績 等に係る		<1年生(入学後1年未満)> <2年生以上> 次のいずれかに該当すること 次のいずれかに該当すること											
基準		a. 高校等の学修成績の状況(評定平均)が3.5以 a.GPA(平均成績)等が在学する学部等における											
	上 b.学修言	計画書を提出し、	学修意	欲を有	してい	るこ						上であり	、かつ、
		学修計画書を提出し、学修意欲を有しているこ b.修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、 「確認できること 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修す											
								意欲を作		いることか	\、字修訂	画書によ	い催認
家計に係		入基準」および「資	資産基	準」のし	ずれ	こも該論				f 。			
	日本学	入基準 E支援機構が、提											
る基準		は収入・所得の上に を給対象とならな				安の金	額を」	上回って	いても	支給対象	となる場	場合や下回	回って
		<==10/13水にはりは 	∨ יייסי ⊏									位:万円)	
							★が給 の所得	(与所得者 (金額)	以外の世	帯(年間			
			-	入金額 第 I	第Ⅱ	第	II	第IV	第I	<u>F並領)</u> 第Ⅱ	第Ⅲ	第IV	
		T1 +00 '		区分	区分	区	分	区分	区分	区分	区分	区分	
	3人	本人、親①★ 本人、親①★、高	校生	229 289	332 391			649 677	144 182	212 257	272 311	452 494	
	4人	本人、親①★、親 (無収入)、高校生	2	295	395			698	196	277	348	526	
	4人	本人、親①★、親		親①	親①	親	D	親①	親①	親①	親①	親①	
		(給与所得)、高核		295	336	40)6	656	179	205	262	453	
				親② 115	親② 155			親② 155	親② 115	親② 155	親② 155	親② 155	
	5人	本人、親①★、親		親①	親①	親	D	親①	親①	親①	親①	親①	
		(パート)、」高校生 中学生	E.	321 親②	395			698 親②	217 親②	277 親②	353 親②	530 親②	
				100	100	10	0	100	100	100	100	100	
		※収入基準に該当するかは、日本学生支援機構の進学資金シミュレーターをご活用ください。(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html)											
		(2) 資産基準:本人と生計維持者資産額合計が 2,000 万円未満(生計維持者が 1 人の場合は 1,250 万円未満)											

名称	日本学生支援機構 緊急奨学金(第一種奨学金対応、無利子貸与)
対象	生計維持者(原則父母)の失業・破産・事故・病気・死亡等又は震災、風水害、火災等の災害等に
	より家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする者
申請時期	随時(事由発生から1年以内)
貸与期間	最短修業年限
貸与金額(月額)	下記より選択(採用後の変更可)・学部生(自宅):20,000 円・30,000 円・40,000 円・
	54,000円
	·学部生(自宅外):20,000 円·30,000 円·40,000 円·50,000 円·64,000 円
家計基準	以下のいずれかに該当する者 1、家計急変の事由が生じたことによりその後 1 年間の家計が
	収入基準額の範囲内になることが確実である者
	2、家計急変の事由により、申込者の属する世帯の年間の支出額が著しく増大した場合、又は
	年間の収入額が著しく減少した場合
	3、その他家計急変の事由により、緊急採用が必要と特に認める者
返還	卒業後 10~20 年以内に月賦または月賦・半年月賦併用で返還

名称	日本学生支援機構 応急奨学金(第二種奨学金対応、有利子貸与)
対象	生計維持者(原則父母)の失業・破産・事故・病気・死亡等又は震災、風水害、火災等の災害等に
	より家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする者
申請時期	随時(事由発生から1年以内)
貸与期間	最短修業年限
貸与金額	下記より選択(採用後の変更可)
	月額2万円~12万円までの間で1万円単位で選択
家計基準	家計急変の事情により、今後とも経済的困難が継続すると見込まれる者
返還	卒業後 10~20 年以内に月賦または月賦・半年月賦併用で返還

名称	短期貸付(一時貸与、無利子貸与)		
対象	在学生		
申請時期	随時		
貸与金額	・通常貸付額:50,000 円まで		
	・学費が不足した場合:100,000円まで		
家計基準	やむを得ない事情により、学生生活費の支払いが困難であるとみとめられる者		
返還	貸与月の翌月より、毎月1万円ずつ返還		